

令和8年度みやざき林業大学校研修生募集用
ポスター、リーフレット、PR動画制作業務委託
企画提案競技実施要領

1 目的

本校のポスター、リーフレット及びPR動画は、研修生確保のための重要な情報発信媒体であり、その制作を行う業者には、本校の研修内容に関する理解や高校生等への興味を引く企画力が求められるため、価格以外の要素も含めて選定する必要があることから、企画提案競技を実施する。

2 委託内容

令和8年度みやざき林業大学校研修生募集用ポスター、リーフレット、PR動画制作業務委託仕様書による。

3 契約上限額

893,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、別添仕様書に明記した完成までに要する全ての経費を含む。

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

5 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- (3) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (4) 県税に未納がないこと。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページ及びみやざき林業大学校ホームページにより公示

7 スケジュール

(1) 公告	令和7年1月 8日 (水)
(2) 質問等の締切	令和7年1月 20日 (月)
(3) 参加申込書及び資料の提出締切	令和7年1月 22日 (水) 必着
(4) 審査委員会	令和7年1月 28日 (火)
(5) 審査結果の通知	令和7年1月 29日 (水)

8 企画提案募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 本事業の内容など企画提案募集に関する質問は、質問書（別紙3）により、下記担当課宛にメールで、令和7年1月20日（月）午後5時までに提出すること。
- (2) 質問票提出確認のため、送信後は電話にて到着の確認をすること。
- (3) 回答は、その都度、質問事項を提出した者にメールにて回答するものとする。

9 企画提案競技の方法

- (1) 事前説明会
実施しない。
- (2) 参加申込み
企画提案競技に参加を希望する者は、県庁ホームページ及びみやざき林業大学校ホームページに掲載されている参加申込書（別紙1）を、
(3) の提出資料と合わせて提出すること。
- (3) 提出資料
 - ①別添1「令和8年度みやざき林業大学校研修生募集用ポスター、リーフレット、PR動画制作業務委託 審査基準表」の項目に沿って提案書を作成し、以下ア～エの資料を提出すること。
 - ア 企画書 8部（正本1部、副本7部）
各制作物（ポスター、リーフレット、PR動画）のコンセプト、業務実施体制、制作スケジュールを記載すること。
 - イ デザイン案 各1部
 - ・ポスターはA3サイズに縮小したもの
 - ・リーフレットはA4見開き（A3二つ折り）
 - ・PR動画は動画の企画案
(シナリオ、絵コンテ、想定される出演者等。仕様書「4 委託業務の内容（3）PR動画 ア 制作内容」の①及び②についてそれぞれ提案すること。)
 - ウ 見積書及び見積明細書 1部
 - (ア) 各制作物の積算内容が分かるように記載すること。
 - (イ) 宛名は「宮崎県林業技術センター所長」とする。
 - エ 誓約書（別紙2） 1部
 - (4) 提出先
本要領中15を参照
 - (5) 提出期限
令和7年1月22日（水）午後5時
 - (6) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る）

10 審査及び委託先の決定方法

（1）審査

提出された企画提案について、別に設置する審査委員会において選定するものとし、最も優れた企画を提案した1者を受託者として選定する。

（2）審査の通知

令和7年1月29日（水）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

11 契約の締結等

（1）決定候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。その際企画提案の内容は協議のうえ変更する場合がある。

（2）決定した候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

（3）契約手続に要する費用は、候補者負担とする。

12 契約保証金

契約保証金は宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

13 企画提案の無効

次のいずれかに該当することとなった場合、その企画提案は無効とする。

- （1）当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- （2）提案書を期限までに提出しないとき
- （3）提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- （4）虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- （5）提案の内容が契約上限額を超えているとき
- （6）（1）から（5）に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

14 その他

- （1）この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県林業技術センターに帰属するものとする。
- （2）企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。
- （3）委託料の支払い方法は精算払いとする。
- （4）提出された資料については返還しない。
- （5）著作権法等関係法令に抵触しないこと
- （6）決定した業者の提出した企画書の内容は、協議の上変更することがある。

15 企画提案書の提出及び提案に関する問合せ先

〒883-1101 東臼杵郡美郷町西郷田代1561の1

宮崎県林業技術センター 管理・林業大学校研修課 小松

TEL：0982-66-2888

FAX：0982-66-2200

E-mail : ringyogijutsu-c@pref.miyazaki.lg.jp